

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について

令和6年12月2日から健康保険証は発行を行わず、「マイナ保険証」を基本とするしくみに移行しました。

※「マイナ保険証」とは、健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードのことです。

他方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意の手続きであり、利用登録の解除は、解除を希望する本人が国民健康保険組合へ申し出を行い、それを受けた国民健康保険組合が解除の手続きを行う制度となっております。

利用登録の解除を希望される方は、下記の「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申出書」をダウンロードし、記載のうえ、当組合にご提出ください。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申出書は
下記よりご確認ください

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申出書

近畿税理士国民健康保険組合 理事長 殿

令和 年 月 日

解除申出者	フリガナ		生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	氏名					
	住所	(郵便番号 -)				
		都道府県		市区町村		
	連絡先	電話番号				
	税理士国保被保険者番号 (税国番号)		記号	番号	枝番	
	※枝番を含め、全て正確に記載してください。	税国				
マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を申し出ます。 ※利用登録を解除すると、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことはできなくなります。 ※利用登録の解除を申し出された方には、お手持ちの健康保険証の有効期限までに保険者から資格確認書を交付します。 解除後、医療機関・薬局を受診等される際には資格確認書の持参が必要です。 ※利用登録解除の申し出をされた後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映されるまで、1～3カ月程度時間がかかる場合があります。 署名: _____					

(解除を希望する理由)

- ※ マイナンバーカードにより医療機関等を受診することで、ご本人の同意に基づき、自身の過去の健康・医療情報のデータに基づいたよりよい医療を受けることができます。
- ※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録により、ご本人の医療情報の漏洩等セキュリティ上のリスクが生じることはありません。
- ※ なお、健康保険証の利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続きを行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

(備考) 代理人により申請する場合は、氏名及び連絡先欄に、解除対象者及び代理人の氏名及び連絡先を記載してください。

(注) 解除申し出後から解除がなされるまでの間(1～3か月)に、別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者に対し、自身が以前に加入していた医療保険者等に対して解除を行った旨を申し出るとともに、資格確認書の申請を行うようにしてください。

郵送でお手続きをされる場合は、460円分の返信用切手のご同封をお願いします。